

教職員の働き方改革について

1 現状について

(1) 経過

本市では、子どもたちにとって最大の教育環境は教職員であるとの考えから、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保できるよう、令和2年3月に「市立小・中学校における働き方改革に関する方針」（以下「方針」という。）を策定、その後、令和3年4月に「市立小・中学校の働き方改革アクションプラン（令和3～5年度版）」を策定し、学校における働き方改革に取り組んでいます。

※これまでの本市の多忙化解消に係る取組一覧は資料1-3参照

(2) 取組状況

方針に位置付けた七つの柱に基づき、12の重点取組を推進しています。

No	取組内容(七つの柱)	重点取組内容(12の重点取組)	計画内容
1	学校業務の適正化	学校依頼調査・照会、資料配布の精選、学校との意見交換の実施	状況把握
			意見交換を実施
			取組の検討
2	学校の支援の工夫	モデル地区の活動支援	モデル地区の活動支援
			導入への検討
		人材確保の工夫、人的支援の検討	活動地域拡大
			人的支援の課題整理
3	学校閉庁日の拡大	学校閉庁日の拡大	改善方法の検討
			新たな体制による支援
			課題抽出
4	働き方改革の理解促進	保護者等への情報提供	日程の検討
			拡大実施
5	意識改革の推進	タイムマネジメントや働き方改革等の教員研修	情報提供
		働き方改革の効果的な取組のための指導・助言	研修実施
		行事や会議の精査	指導・助言
			取組について周知
6	労働安全衛生管理体制の充実	1人1台のパソコンの効果的な活用の調査・研究及び取組支援	取組を調査
			調査結果の共有
			P C使用開始
7	部活動に関する方針の徹底	週2日の休養日取得の徹底	新たな活用方法の検討
			新たな活用実施
6	労働安全衛生管理体制の充実	勤務時間の客観的把握	検討
			1年単位変形労働時間制の研究
7	部活動に関する方針の徹底	週2日の休養日取得の徹底	取組実施

(3) 成果と課題

時間外勤務について、市立全小・中学校の教職員の月平均は、ほぼ横ばいで推移しています。校種別の内訳では、小学校では減少傾向ですが、中学校では令和3・4年度は増加しています。

現行のアクションプランでは、ICT環境の整備や学校閉庁日の拡大などの環境改善等に取り組み、成果を上げましたが、今後は、更なる教職員の意識改革のアプローチや時間外勤務削減の仕組みづくりを推進していく必要があります。

※小・中学校の時間外勤務の調査結果については資料1-4参照

2 新たなアクションプランについて

(1) 策定の考え方

ア 位置付け

第2次厚木市教育振興基本計画「基本方針2 子どもたちを育てる支援体制の充実」に基づき、教職員の多忙化、勤務の長時間化の解消に向けた具体的な取組を推進するものとする。

イ 基本的考え方

方針の改正は行わず、現行アクションプランの構成を踏襲し、新たなアクションプランを策定

ウ 位置付ける重点取組

現行アクションプランから引き継ぐ重点取組や方針に位置付けた七つの柱の実現に寄与する新たな重点取組について、積極的に位置付ける。

《新たな取組（例）》

- ・各学校における好事例の情報共有
- ・学年始業日の検討
- ・配布チラシのデジタル化推進
- ・プールの委託化（施設維持管理の負担軽減）など

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(3) 策定方法

学校、関係団体及び教育委員会内からの意見聴取並びに各種アンケート結果等を考慮し策定

(4) 進行管理

ア 重点取組について、年度ごとに取組状況を確認

イ 毎年度実施しているアンケートや校長会との意見交換会で、取組の成果と課題を確認し、新たな取組につなげる。

ウ 各学校における働き方改革の好事例等について、校長会などで情報共有を図り、新たな取組としてプランへの位置付け等を行う。

厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針

令和2年3月
厚木市教育委員会

目 的

学校現場の多忙化が課題となる中、国においては、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」※を策定しました。さらに、3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されたことにより、働き方改革の推進に向けた重要な方策が整理され、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることが求められました。

この様な動向を踏まえ、神奈川県教育委員会が、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。この指針を基に、市町村教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、県教育委員会と連携を図りながら総合的な取組を実施していくこととなりました。

教育環境日本一を目指す厚木市といたしましては、これまでも、子どもたちにとって最大の教育環境は先生であるとの認識から、先生が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保できるよう、様々な負担軽減策を講じてきました。

今回、厚木市教育委員会としての取組を整理し、新たに「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」(以下「方針」という。)を策定しました。

厚木市教育委員会は、学校と共に、方針に基づき、引き続き、学校における働き方改革に取り組み、教育環境の一層の向上を図ります。

※「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」は、令和2年4月1日から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」となります。

目 標

時間外勤務 月45時間、年360時間以内

対象 : 学校で働く全ての人

取組

目標を達成するため、今まで実施してきた取組を継続するとともに、新たな取組を推進します。

◆ 取組1 学校業務の適正化

- ・市立小・中学校に依頼する調査や照会、充て職等について、整理統合や精選等を行います。

◆ 取組2 学校の支援の工夫

- ・学校運営協議会と両輪となり、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動について研究を進めます。
- ・多岐にわたる学校の業務を担う人的支援の方法を検討します。

◆ 取組3 学校閉庁日の拡大

- ・8月13日から8月15日までの3日間に加え、学校閉庁日の拡大について検討します。

◆ 取組4 働き方改革の理解促進

- ・保護者、地域等に向けた教員の働き方改革に関する理解を促進するための情報提供を行います。

◆ 取組5 意識改革の推進

- ・教員の研修を精選するとともに、タイムマネジメントや役割分担の適正化等に関する内容を扱います。
- ・市立小・中学校の重点目標や学校運営の基本方針に、教員の働き方改革の視点を盛り込むように各学校に指導・助言を行います。

◆ 取組6 労働安全衛生管理体制の充実

- ・勤務時間について客観的に把握するとともに、休暇の取得を促進します。
- ・教員の健康管理や職場環境の改善に取り組みます。

◆ 取組7 厚木市部活動に関する方針の徹底

- ・週当たり2日以上以上の休養日の取得を徹底します。
(平日及び休日それぞれで1日以上 又は 休日2日以上)

推進

市教育委員会が中心となって、市長部局や各学校と連携し、取組を推進していきます。

なお、厚木市教育振興基本計画の実施計画として取組を推進し、推進状況を検証するとともに、学校の意見を聴きながら、改善を図っていきます。

厚木市立小・中学校の働き方改革 ◆アクションプラン◆ 令和3～5年度版

令和3年4月
厚木市教育委員会

目的

令和2年3月に策定した「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」に掲げた目標“時間外勤務 月45時間、年360時間以内”を達成するため、七つの取組に基づいたアクションプランを定め、学校における働き方改革に取り組みます。

「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」の対象：学校で働く全ての人

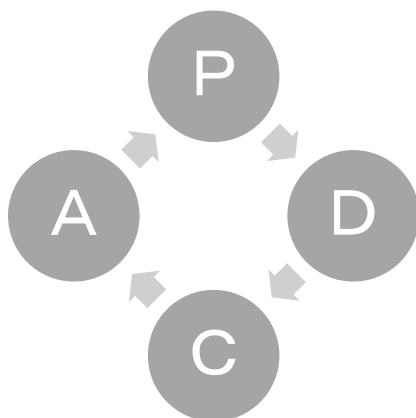
位置付け

令和3年3月に策定する「第2次厚木市教育振興基本計画」の基本方針の一つとして、「基本方針2 子どもたちを育てる支援体制の充実～教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。」を掲げ、働き方改革のための取組を確実に推進します。

取組推進

本アクションプランの計画期間(令和3～5年度)において、市教育委員会が中心となって、市長部局や各学校と連携し、取組を推進します。

そして、3年間の取組結果を点検した上で、令和6年度からの取組を示したアクションプランを新たに策定します。



P アクションプランによる計画

D アクションプランの取組実施

C 教員を対象としたアンケートを実施
取組結果や教員の退勤管理結果を
点検

A 改善策を検討
新たなアクションプランを策定

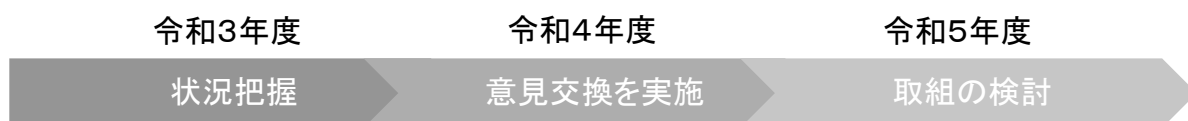
◆ 取組1 学校業務の適正化

・市立小・中学校に依頼する調査や照会、充て職等について、整理統合や精選等を行います。

➤ 重点取組① 担当課:全課等 (代表:教育総務課)

学校に依頼する調査や照会、児童・生徒を対象とした資料配布などについては、教育委員会各課等が引き続き精選するとともに、市長の事務部局の各課等を始め、他の団体等にも同様の対応を求めています。

取組を推進するためには、依頼側・学校側双方の意向を考慮する必要があることから、学校との意見交換を実施します。



➤ 継続する取組

No	取組内容	担当課
1	充て職*や附属機関の委員の精選 (*他の職を兼任させること)	関係課等 (代表:教育総務課)
2	スクールアシスタント業務による支援	教育施設課
3	校務支援システムの活用	教育指導課 教育総務課
4	学校ホームページ更改の検討	教育総務課

➤ 既に実施済みの取組

No	取組内容	担当課
1	学校施設使用に関する事務の改善	スポーツ推進課 教育施設課
2	学校給食費の公会計化	学校給食課
3	就学時健康診断の実施方法の改善	学務課
4	学校電話音声応答装置の設置	学務課
5	「絵画等の作品募集」回収方法の改善	関係課等 (代表:輪番制による)

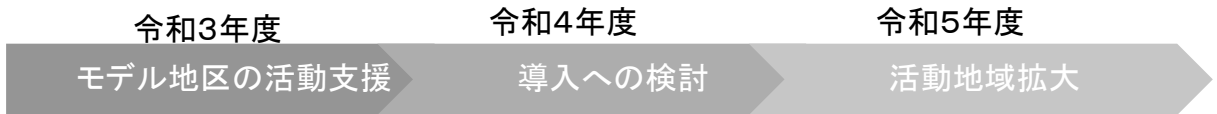
◆ 取組2 学校の支援の工夫

- ・学校運営協議会と両輪となり、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動について研究を進めます。
- ・多岐にわたる学校の業務を担う人的支援の方法を検討します。

➤ 重点取組① 担当課:社会教育課

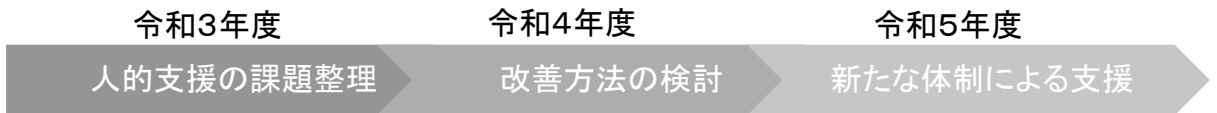
地域学校協働活動*のモデル地区を選定し、導入に向けた検討を行います。

(*地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。)



➤ 重点取組② 担当課:教育総務課、青少年教育相談センター、教育指導課

多岐にわたる学校の業務を支援するため、人材確保の工夫や効果的な人的支援の方法を検討します。(スクール・サポート・スタッフ等)



➤ 継続する取組

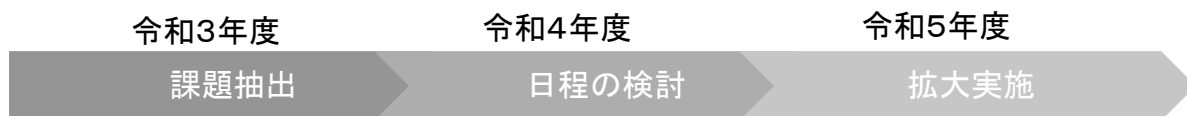
No.	取組内容	担当課
1	コミュニティ・スクールの活動支援	教育総務課
2	教育法務担当の配置	教育総務課
3	学力ステップアップ支援員の配置	教職員課
4	外国語指導助手の配置	教育指導課
5	学校司書の配置	教育指導課
6	小中一貫教育推進のための非常勤講師の配置	教育指導課
7	特別支援教育介助員の配置	教育指導課
8	日本語指導協力者の派遣	教育指導課
9	部活動指導協力者の派遣	教育指導課
10	部活動指導員の配置	教育指導課
11	小学校児童支援のための非常勤講師の配置	教職員課
12	中学校少人数学級のための非常勤講師の配置	教職員課
13	元気アップアシスタントの配置	青少年教育相談センター
14	小学校スクールカウンセラーの配置	青少年教育相談センター

◆ 取組3 学校閉庁日の拡大

・8月13日から8月15日までの3日間に加え、学校閉庁日の拡大について検討します。

➤重点取組① 担当課:教育総務課

教員が確実に休暇を取得できるようにするため、学校閉庁日を拡大します。
現在は、夏季休業期間の8月13日から15日までの3日間を学校閉庁日としていますが、冬季休業中に2日間閉庁日を設定します。



➤継続する取組

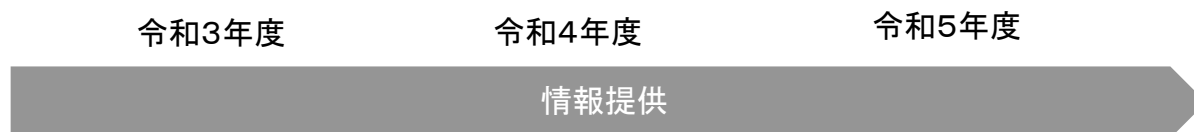
No.	取組内容	担当課
1	学校閉庁日の周知	教育総務課
2	閉庁時の学校施設開放の対応	スポーツ推進課、教育施設課

◆ 取組4 働き方改革の理解促進

・保護者、地域等に向けた教員の働き方改革に関する理解を促進するための情報提供を行います。

➤重点取組① 担当課:教育総務課

様々な機会や媒体を活用して、保護者、地域等に対し、教員の働き方改革に関して理解を深められるよう積極的に情報提供します。



➤継続する取組

No.	取組内容	担当課
1	総合教育会議において継続的に協議	教育総務課
2	市広報紙、教育委員会だよりなどによる情報提供	教育総務課

◆ 取組5 意識改革の推進

- ・教員の研修を精選するとともに、タイムマネジメントや役割分担の適正化等に関する内容を扱います。
- ・市立小・中学校の重点目標や学校運営の基本方針に、教員の働き方改革の視点を盛り込むように各学校に指導・助言を行います。

➤ 重点取組① 担当課:教育研究所

教員研修において、タイムマネジメントや働き方改革に係る内容を取り扱うとともに、コミュニティ・スクールをテーマとする研修では地域との連携など外部人材の活用による業務の効率化について取り上げます。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

研修実施

➤ 重点取組② 担当課:教育指導課

各学校に対して、重点目標や経営方針策定の際や教育課程の編成・実施において働き方改革の視点を盛り込みつつ、効果的に取組を進めるよう指導・助言を行います。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

指導・助言

➤ 重点取組③ 担当課:教育指導課

行事や会議の精査を行い、学校で実施した取組を共有し、働き方の改善にいかします。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

取組について周知

取組を調査

調査結果の共有

➤ 重点取組④ 担当課:教育研究所

1人1台のパソコンを効果的に活用する授業づくりについて調査・研究し、各校に情報発信するとともに、各校の取組を支援します。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

PC使用開始

新たな活用方法の検討

新たな活用実施

➤ 継続する取組

No.	取組内容	担当課
1	外部人材を有効に活用する「チームとしての学校」に向けた意識づくり	教育指導課、教育研究所
2	学校と外部機関(市福祉部、児童相談所、警察等)との連携・協働	教育指導課 青少年教育相談センター
3	研修体系の見直しと内容の精選	教育研究所

◆ 取組6 労働安全衛生管理体制の充実

- ・勤務時間について客観的に把握するとともに、休暇の取得を促進します。
- ・教員の健康管理や職場環境の改善に取り組みます。

➤ 重点取組① 担当課:教職員課

勤務時間を客観的に把握し、その情報を共有し、働き方改革の取組の改善について検討します。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

検討

➤ 重点取組② 担当課:教職員課

国、県の動向及び各校における時間外勤務の状況を踏まえ、1年単位の変形労働時間制について研究していきます。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

研究

➤ 継続する取組

No.	取組内容	担当課
1	年次休暇、夏季休暇の取得の促進	教職員課
2	職員定数の改善、小学校英語専科教員配置要望	教職員課
3	36協定*の締結 (*法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合は、労働基準法第36条に基づく労使協定を締結する必要があります。)	教職員課
4	安全衛生委員会の定期的な開催	教職員課
5	管理職に産業医や安全衛生委員会の活用方法を周知し、教員の健康管理や職場環境の改善に向けて、産業医と管理職の連携を推進	教職員課
6	全教職員のストレスチェックの実施。結果を基にした労働環境の充実・改善。	教職員課
7	文部科学省の「公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」により状況を把握し、労働安全管理体制の充実を図る。	教職員課
8	公立学校共済組合の電話やWEBによる相談窓口について周知	教職員課

➤ 既に実施済みの取組

No.	取組内容	担当課
1	教職員出退勤管理システムの設置	教職員課

◆ 取組7 厚木市部活動に関する方針の徹底

- ・週当たり2日以上 of 休養日の取得を徹底します。
(平日及び休日それぞれで1日以上 又は 休日2日以上)

- 重点取組① 担当課:教育指導課
週2日の休養日の取得を徹底

令和3年度

令和4年度

令和5年度

取組実施

- 継続する取組

No.	取組内容	担当課
1	目標や運営の方針等の年間指導計画の作成	教育指導課
2	週2日以上 of 休養日の取得徹底	教育指導課

教職員の多忙化解消に関する取組について

1 方針等の策定について

- (1) 「厚木市立小・中学校の働き方改革に関する方針」(R2. 4～)
- (2) 「厚木市部活動に関する方針」(R2. 4～)
- (3) 「厚木市立小・中学校の働き方改革アクションプラン」(R3. 4～R6. 3)
- (4) 「厚木市立小・中学校の働き方改革アクションプラン」改定 (R6. 4～)

2 教員の多忙化を解消するこれまでの取組

(1) 業務改善

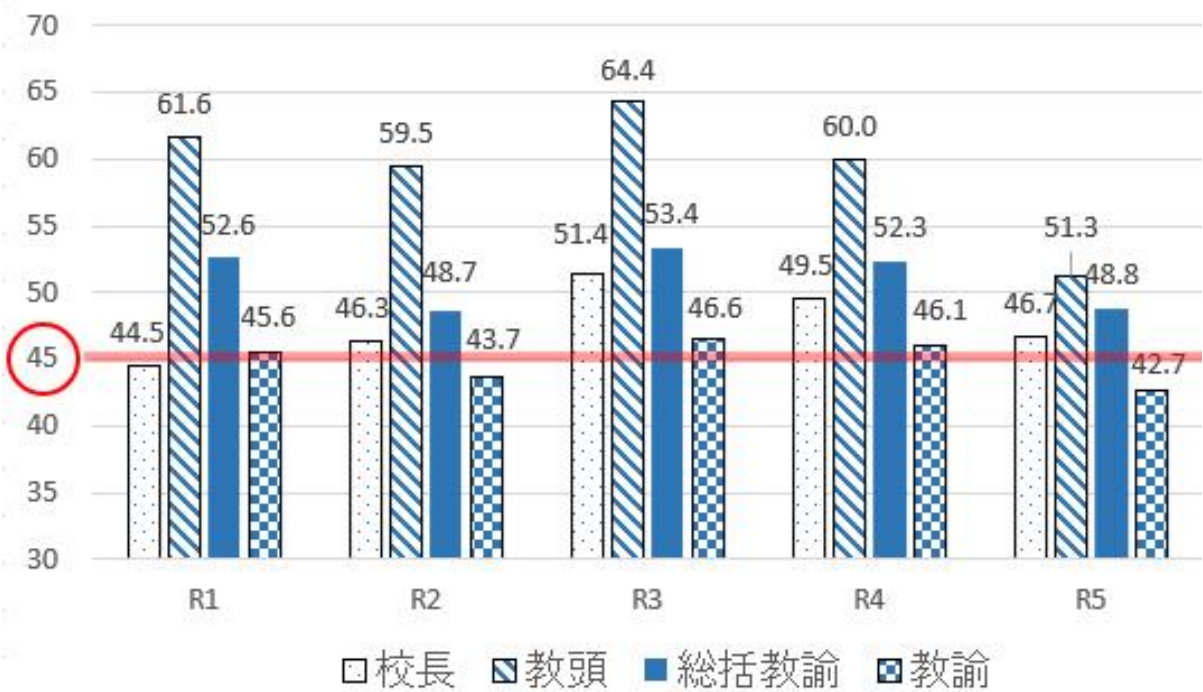
- ア 「絵画等の作品募集」回収方法の改善(H21～)
- イ 就学予定者健康診断の実施(H22～)
- ウ 給食費の公会計化(H25～)
- エ スクールアシスタント業務(H28～)
- オ 教育法務担当の配置(H28. 6～)
- カ 校務支援システムの導入(H30. 3～)
- キ 夏季休業中における学校閉庁日(8/13～15)の実施(H30. 8～)
- ク 体育館開放業務の教育委員会への移行(R1～)
- ケ 学校電話音声応答装置の設置(R1. 10～)
- コ 教職員出退勤管理システムの導入(R1. 10～)
- サ 学校閉庁日の拡大(8/11～15、12/28)(R5～)

(2) 教育活動への人的支援

- ア 学カステップアップ支援員の配置(H24～)
- イ 特別支援教育介助員の配置(H1～)
- ウ 日本語指導協力者の派遣(H12～)
- エ 外国語指導助手配置(H18～)
- オ 小中一貫教育推進(H23～)
- カ 小学校児童支援推進(H26～)
- キ 中学校少人数学級実施(H27～)
- ク 学校司書配置(H22～ H27～こどもブックライフサポーター)
- ケ 部活動指導協力者派遣(H12～)
- コ 部活動指導員配置(R1～)
- サ 小学校スクールカウンセラー(H21～)
- シ 元気アップアシスタント(H24～)
- ス リソースルーム支援員(H31～)
- セ GIGAステップアップ支援員(R3～)

市立小・中学校時間外勤務実態調査（月平均時間外数）

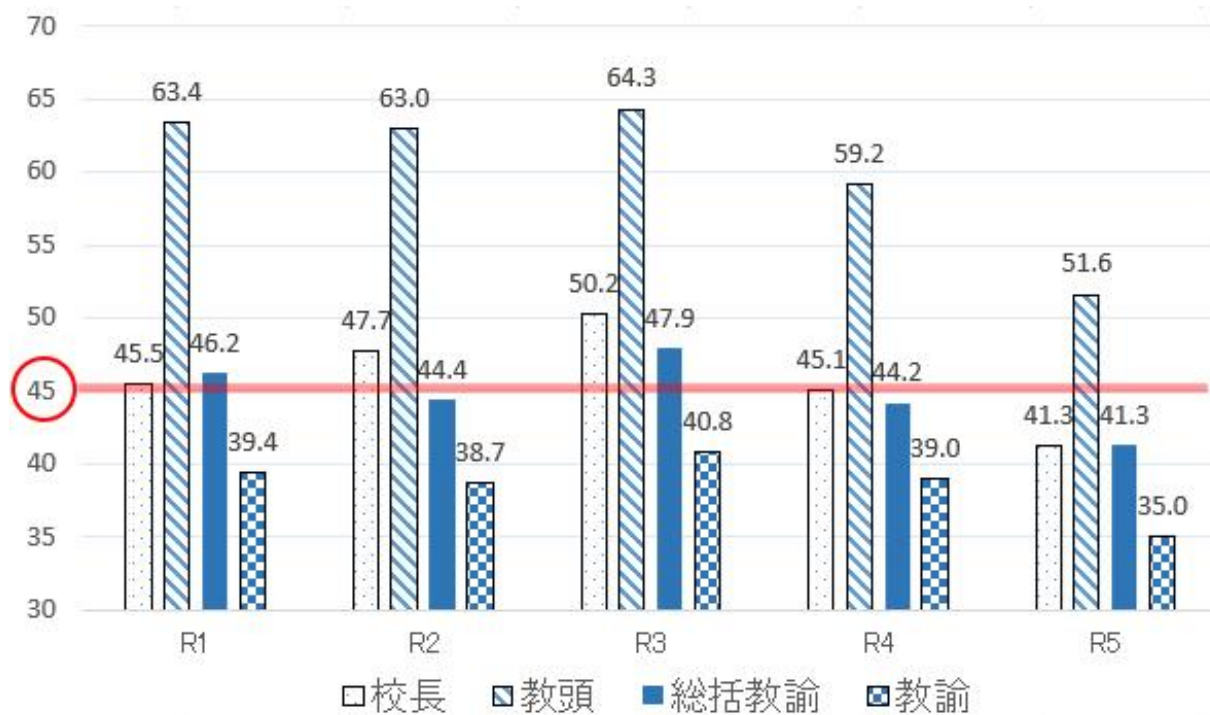
【小・中学校（月平均）】



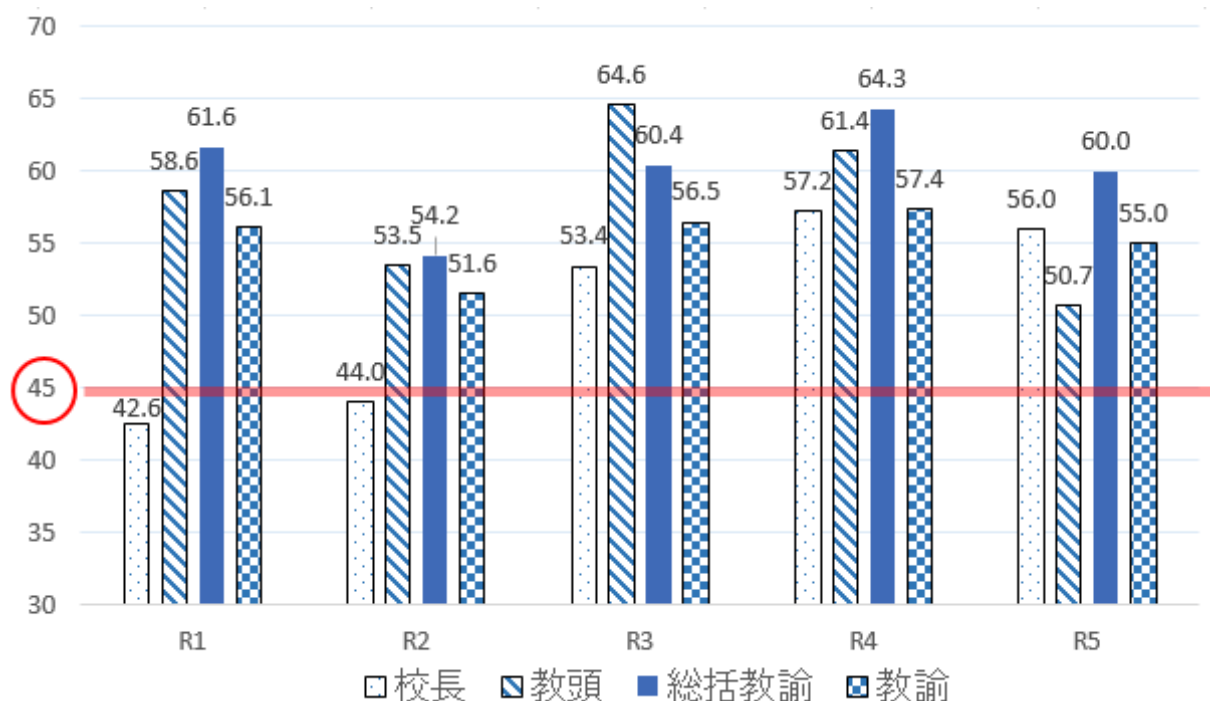
【注】 R1は10月から3月まで、R5は4月から10月まで

目 標 時間外勤務 月 45 時間、年 360 時間以内

【小学校（月平均）】



【中学校（月平均）】



【小・中学校（月平均）】

	校長	教頭	総括教諭	教諭
令和元年度 (R1. 10~R2. 3)	44. 5	61. 6	52. 6	45. 6
令和2年度 (R2. 4~R3. 3)	46. 3	59. 5	48. 7	43. 7
令和3年度 (R3. 4~R4. 3)	51. 4	64. 4	53. 4	46. 6
令和4年度 (R4. 4~R5. 3)	49. 5	60. 6	52. 3	46. 1
令和5年度 (R5. 4~R5. 9)	46. 7	51. 3	48. 8	42. 7

【小学校（月平均）】

	校長	教頭	総括教諭	教諭
令和元年度 (R1. 10~R2. 3)	45. 5	63. 4	46. 2	39. 4
令和2年度 (R2. 4~R3. 3)	47. 7	63. 0	44. 4	38. 7
令和3年度 (R3. 4~R4. 3)	50. 2	64. 3	47. 9	40. 8
令和4年度 (R4. 4~R5. 3)	45. 1	59. 2	44. 2	39. 0
令和5年度 (R5. 4~R5. 9)	41. 3	51. 6	41. 3	35. 0

【中学校（月平均）】

	校長	教頭	総括教諭	教諭
令和元年度 (R1. 10~R2. 3)	42. 6	58. 6	61. 6	56. 1
令和2年度 (R2. 4~R3. 3)	44. 0	53. 5	54. 2	51. 6
令和3年度 (R3. 4~R4. 3)	53. 4	64. 6	60. 4	56. 5
令和4年度 (R4. 4~R5. 3)	57. 2	61. 4	64. 3	57. 4
令和5年度 (R5. 4~R5. 9)	56. 0	50. 7	60. 0	55. 0